

第26表 食品衛生管理者数

	総 数	医師・ 歯科 医師	薬 劑 師	獣 医 師	大学・旧制大学又は旧制専門学校で 下記の課程を修めて 卒業した者				登録 養成 施設 を修了した者	登録 講習 会を修了した者
					医学・ 歯学・ 獣医学	畜産学	水産学	農芸 化学		
平成25年度	42	-	1	2	1	5	3	8	9	13
26	44	-	1	3	1	5	3	9	9	13
27	45	1	1	2	-	7	4	7	9	14
28	54	1	1	3	1	6	4	9	12	17
29	47	1	1	3	1	3	3	8	10	17
全粉乳(その容量が1,400グラム以下である かんに収められるものに限る。)、加糖粉乳 又は調製粉乳の製造業又は加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉製品(ハム・ソーセージ・ベーコン その他これらに類するものをいう。)の 製造業又は加工業	38	1	-	3	1	3	2	6	8	14
魚肉ハム又は魚肉ソーセージの製造業 又は加工業	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造 されるものに限る。)の製造業又は加工業	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
マーガリン又はショートニングの製造業 又は加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められているものに限る。)の製造業 又は加工業	8	-	1	-	-	-	1	1	2	3